議案第93号 小松島市事務手数料条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

議案第90号及び議案第92号の条例措置において、保有個人情報開示手数料及び行政情報開示手数料を無料とすることとしているのにあわせ、両手数料の額を定めた規定を削除する等の改正を行うもの。

小松島市事務手数料条例(平成12年小松島市条例第2号)新旧対照表

| 小松島市事務手数料条例(平成12年小松島市条例第2号)新旧対照表 | | |
|---|---|----|
| 現行 | 改正後(案) | 備考 |
| (種類及び金額等) | (種類及び金額等) | |
| 第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。 | 第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。 | |
| (1)~(31) (略) | (1)~(31) (略) | |
| (32) 情報開示事務手数料 1件名につき 300円 | | 削る |
| 1件名とは、事案決定手続等を一にするものをいう。情報 | | |
| <u>の部分開示の場合も同様とする。</u> | | |
| (33) 個人情報開示事務手数料 1件名につき 350円 | | 削る |
| 1件名とは,個人情報収集手続等を一にするものをいう。 | | |
| 情報の部分開示の場合も同様とする。_ | | |
| (<u>34</u>) 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第38条第4項, <u>第78</u> | (32) 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第38条第4項, <u>小松</u> | 改正 |
| <u>条第4項</u> | 島市行政不服審查会条例(令和4年小松島市条例第 号)第9 | |
| 及びこれらの規定を準用する法令の規定による交付 | <u>条第1項</u> 及びこれらの規定を準用する法令の規定による交付 | |
| 手数料 以下に定める額 | 手数料 以下に定める額 | |
| ア 複写機による複写(単色) 用紙(日本産業規格A3以下に限 | ア 複写機による複写(単色) 用紙(日本産業規格A3以下に限 | |
| る。)1枚につき 10円 | る。)1枚につき 10円 | |

- イ 複写機による複写(多色) 用紙(日本産業規格A3以下に限 る。)1枚につき 50円
- ウ 電磁的記録媒体への複写 複写機による複写(単色,多色を問わない。)によってするとしたならば、出力される用紙 (日本産業規格A3以下に限る。)1枚につき 10円

(35) (略)

2 (略)

(郵送料の徴収)

第3条 遠隔の地にあるものは、手数料の外郵送料を納付して書類の納付を請求することができる。

(手数料の徴収時期及び還付)

第5条 (略)

2 <u>前項の規定にかかわらず</u>,情報開示事務手数料及び個人情報開 示事務手数料については、開示の際に徴収することができる。

- イ 複写機による複写(多色) 用紙(日本産業規格A3以下に限 る。)1枚につき 50円
- ウ 電磁的記録媒体への複写 複写機による複写(単色,多色を問わない。)によってするとしたならば、出力される用紙 (日本産業規格A3以下に限る。)1枚につき 10円

(33) (略)

2 (略)

(郵送料の徴収)

第3条 遠隔の地にあるものは、手数料の外郵送料を納付して書類 の送付を請求することができる。

(手数料の徴収時期及び還付)

第5条 (略)

改正

改正

削る